

湖西市再生可能エネルギー発電設備等の適正な設置に関する条例  
に基づく手続きについて

湖西市環境課

令和8年2月発行

## 内容

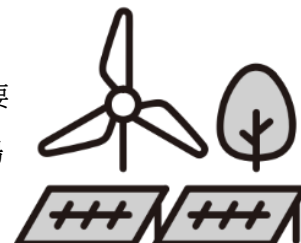
---

1. これから再生可能エネルギー発電設備の設置をされる方へ .....	3
2. 設置から廃止までのおおまかな流れ.....	5
3. [Step.1]抑制区域および「湖西市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に関する相談」の確認について.....	6
4. [Step.2]住民説明会の実施 .....	9
5. [Step.3]関係法令に係る各種手続き .....	11
6. [Step.4]事業届の提出(着手予定 60 日前までに).....	13
7. [Step.5]事業着手届の提出(着手しようとするとき).....	13
8. [Step.6]設置完了届の提出(設置完了から 14 日以内).....	14
9. [Step.7]定期報告の提出(設置完了からおおむね 1 年に 1 回).....	14
10. [Step.8]事業廃止届の提出(廃止した日から 14 日以内).....	15
11. 事業変更をするとき .....	15
12. 事業の中止・再開をするとき.....	16
13. 事業を承継するとき.....	16
14. 自然災害や人為的災害により非常事態が発生したとき.....	16
15. Q&A.....	17

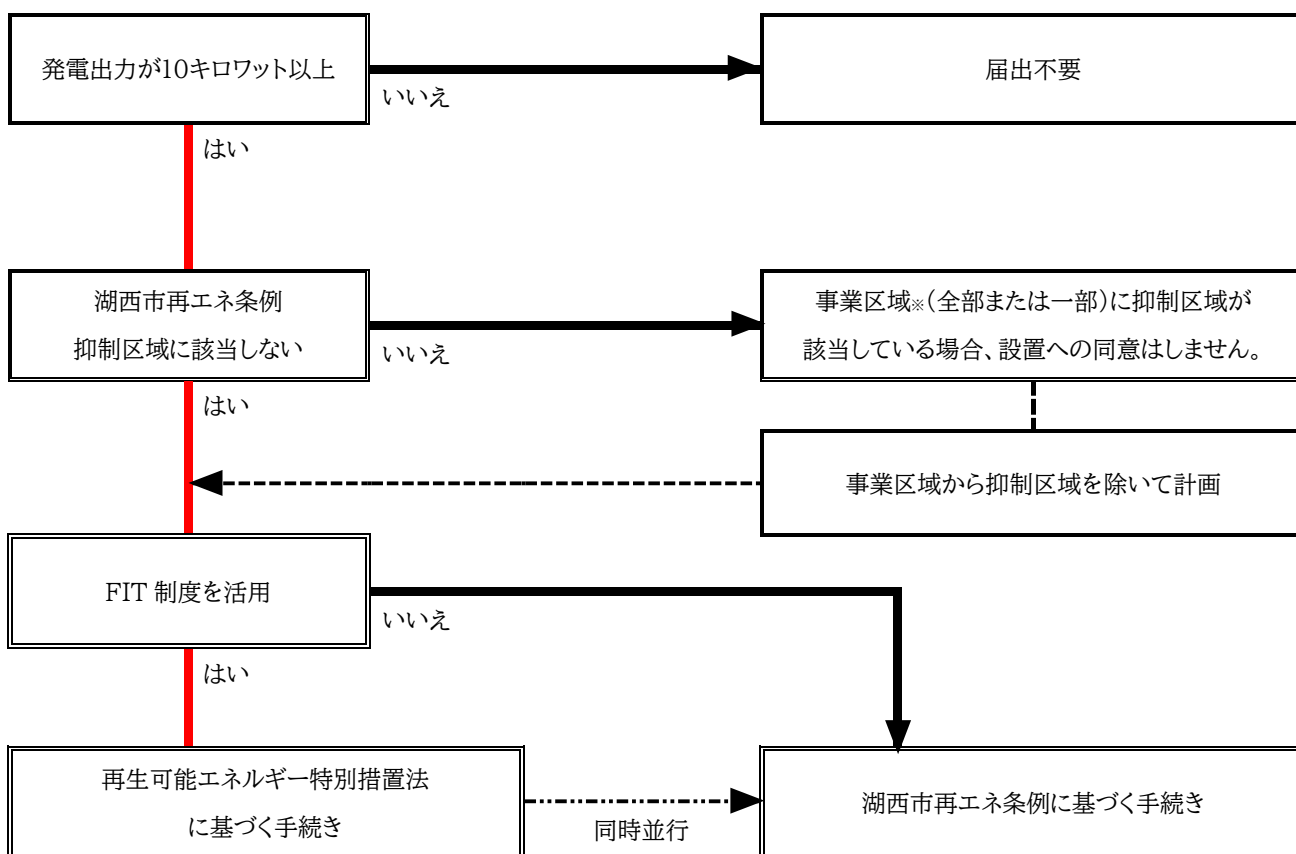
## 1. これから再生可能エネルギー発電設備の設置をされる方へ

湖西市で再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例(以降、湖西市再エネ条例)、施行規則(以降、湖西市再エネ施行規則)に基づき、手続きが必要となります。なお、太陽光・風力発電でFIT制度(固定価格買取制度)での設置の場合は、国への手続きも必要となります。FIT制度に関することは、資源エネルギー庁へお問い合わせください。

必要な手続きを行わず、事業に着手した場合は事業者又は土地所有者に対して、必要な措置を講ずるよう指導や勧告等を行います。正当な理由なく、当該勧告に従わない場合は事業者の氏名及び住所、並びに当該勧告内容について、国や県に情報提供するとともに公表いたします。

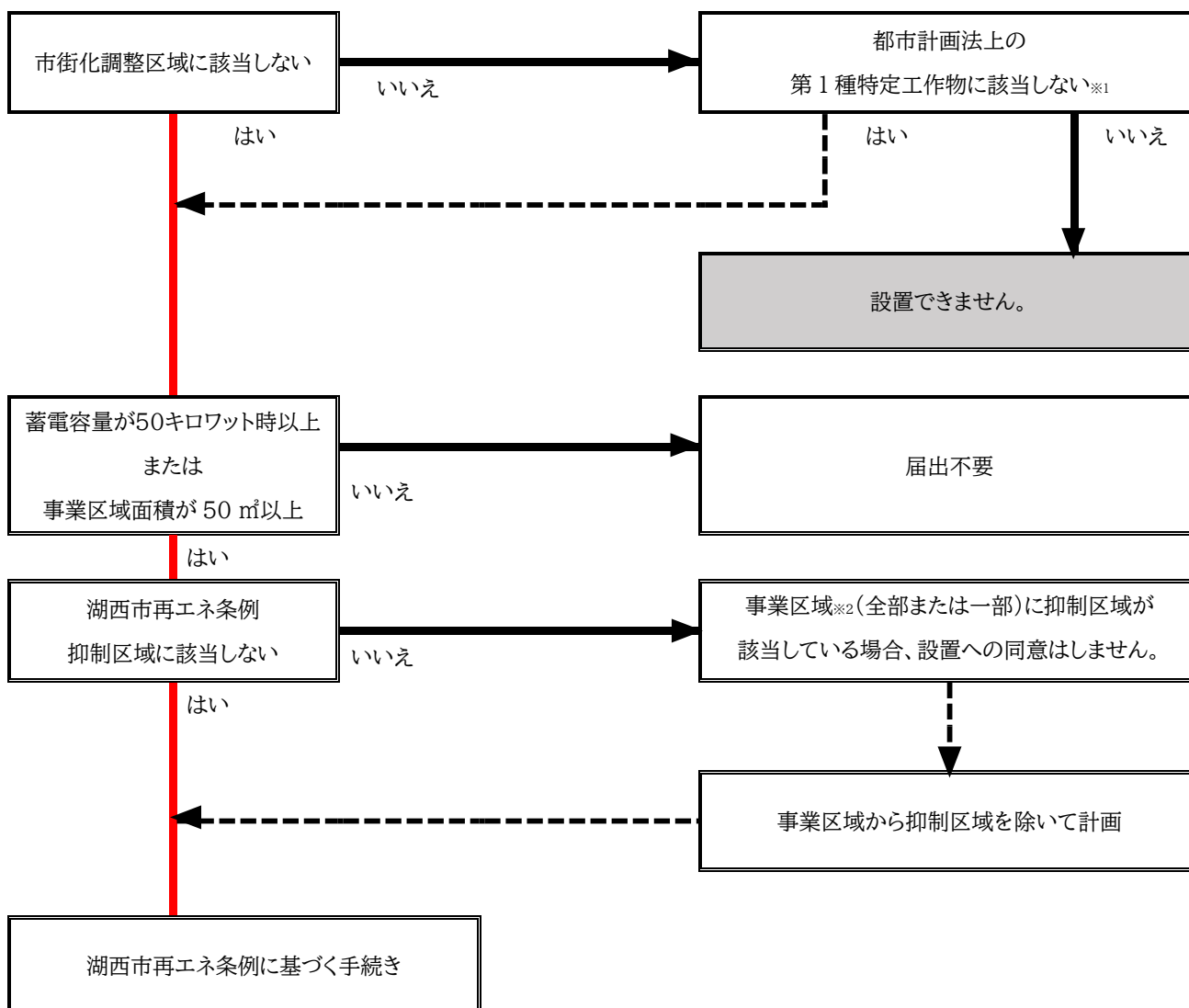


### <太陽光・風力発電手続き判断フロー>



※事業区域とは、再生可能エネルギー発電事業を行う一体の土地(継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。)という。

<系統用蓄電池手続き判断フロー>



※1 電気事業法に規定する電気事業(一般配送電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業)の用に供する電気工作物は、第一種特定工作物に該当しません。

※2 事業区域とは、再生可能エネルギー発電事業を行う一体の土地(継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。)という。

## 2. 設置から廃止までのおおまかな流れ

手続の大まかな流れは、以下のとおりとなります。

手続の詳細については、本ページ以降で説明しておりますので、必ず、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

また、本冊子は手続きのご案内となりますので、事前に条例や施行規則等も必ずご確認ください。

手続き内容	確認先等
<p><b>Step.1 抑制区域の確認および「湖西市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に関する相談</b></p> <p>事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、同意しないものとしています。 抑制区域該当有無については、持ち回り表を用いて該当課に確認するよう必要があります。 なお、事前に持ち回り日の申請が必要となります。</p>	<p>関係法令 所管課、県</p>
<p><b>Step.2 住民説明会の実施</b></p> <p>再生可能エネルギー発電設備の設置について、地域住民に対して説明会を実施し、地域住民などの理解を得られるよう努めなければなりません。</p>	<p>該当地区の 自治会</p>
<p><b>Step.3 関係法令に係る各種手続き</b></p> <p>再生可能エネルギー発電設備の設置するにあたり、関係法令で必要な手続きなどの有無を確認し、手続きを進めてください。Step.1と並行して実施しても問題はありませんが、抑制区域に該当し、設置できない場合の責任は負いかねます。</p>	<p>関係法令 所管課、県</p>
<p><b>Step.4 事業届の提出(着手予定日の60日前までに)</b></p> <p>必要書類を整えたくうえで、提出してください。農地転用以外は手続き及び協議が完了している状態にしてください。書類に不備がある場合は、受付はできません。 提出書類の確認を行いますので、事前に来訪日のアポイントをお願いします。 アポイントが無い場合は、対応いたしかねます。</p>	<p>環境課</p>
<p><b>Step.5 事業着手届の提出(着手までに)</b></p> <p>設置に問題が無い場合は、市から「同意通知」を送付しますので、事業着手届を提出ください。着手届の提出前に、着手をすることはできません。</p>	<p>環境課</p>
<p><b>Step.6 設置完了届の提出(設置完了14日以内に)</b></p>	<p>環境課</p>
<p><b>Step.7 定期報告の提出(設置完了からおおむね1年に1回)</b></p>	<p>環境課</p>

Step.8 事業廃止届の提出(廃止した日から14日以内)	環境課
-------------------------------	-----

### 3. [STEP.1] 抑制区域および「湖西市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に関する相談」の確認について

湖西市再エネ条例 第12条第3項に「市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りではない。」と定めています。原則として、抑制区域に該当する場合は同意しないものとなりますので、事業届出後、計画変更の指示や不同意となる場合もございます。

抑制区域の該当有無を確認する際は、必ず持ち回り表を用いて、該当課から記入をしてもらう必要があります。

また、3,000㎡を超える事業に関しては、「湖西市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の手続きが必要になる可能性が有りますので、**計画初期段階**で事前に都市計画課へ事業に関して相談ください。

業務の都合上、担当が不在になることもありますので、該当有無について持ち回りを行う場合は、必ず申請フォームより、事前に持ち回り日を申請してください。

持ち回り日の申請フォーム	申請期限
URL: <a href="https://logoform.jp/f/onMH9">https://logoform.jp/f/onMH9</a> <二次元コード> 	持ち回り希望日を除く7開庁日前

※抑制区域については、県や市が公開しているGISでもおおまかな区域は確認できますが、GISシステムでは誤差が生じるため、必ず、窓口等で担当者に確認を行ってください。

抑制区域	根拠法令	確認窓口
地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域	土木課
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	土木課
砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条に規定される土地	土木課
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土	土木課

	砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	
自然公園区域	静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第1項に規定する特別地域	環境課
海岸保全区域	海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項に規定する海岸保全区域	土木課
河川区域及び河川保全区域	河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域	土木課
地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林	森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画により定めた森林の区域及び同法第25条第1項に規定する保安林	産業振興課
農業振興地域内の農用地区域(営農型太陽光発電事業を除く)	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号	産業振興課
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区	環境課
風致地区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区	都市計画課
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域	都市政策課
指定大規模既存集落	都市計画法第34条第14号の規定に基づき指定を受けた区域	都市計画課
景観計画の区域及び景観地区	景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項で定める景観計画の区域及び第61条第1項に規定する景観地区	都市政策課
指定文化財の所在する区域 史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法(昭和25年法律第214条)第27条第1項に規定する重要文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡、名勝及び天然記念物 静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号)第4条第1項に規定する静岡県指定有形文化財及び同条例第29条第1項に規定する静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物	文化観光課

	湖西市文化財保護条例(昭和 52 年湖西市条例第 33 号)第 4 条第 1 項に規定する湖西市指定有形文化財及び同条例第 32 条第 1 項に規定する湖西市指定史跡、湖西市指定名勝又は湖西市指定天然記念物	
--	---	--

### 【持ち回りにおける注意事項】

- ・持ち回りの際に、職員より質問させていただく場合がありますので、必ず、事業内容を理解している人が持ち回りを行ってください。
- ・事前に持ち回り表に必要事項を記入しておいてください。
- ・関係各課の持ち回り時に必要な書類は持ち回り日申請時の注意事項に記載がありますので、必要書類を整えたくて持ち回りください。
- ・指定した持ち回り開始時間から 1 時間程度、各課が予定を確保しております。開始時間が遅れた場合、対応ができない可能性があります。また、開庁時間外での対応は致しかねますので、時間内に確認がとれなかった法令については、個別で日程調整のうえ確認ください。
- ・持ち回りを開始する際は、「環境課」から始めてください。
- ・持ち回りにて、抑制区域に該当している場合は、最後に、「環境課」までお越しくください。

## 4. [STEP.2]住民説明会の実施

湖西市再エネ条例 第9条には、説明会の実施のほか、地域住民等の理解が得られるよう努めること、地域住民等から意見が出た場合は協議をすることを定めています。

住民説明会実施の流れ	確認先等
<p><b>1. 該当自治会および自治会長の連絡先の確認</b></p> <p>再生可能エネルギー発電設備の設置する場所が該当している自治会を確認のうえ、該当自治会長へ説明会開催の依頼をしてください。</p> <p>自治会区域の境界線に近い位置で設置する場合や複数の自治会にまたがるような位置に設置する場合は、関係する自治会すべてに説明会を実施してください。</p> <p>自治会の区域および自治会長の連絡先は市民課にて確認できます。※手続き有</p>	市民課 (協働係)
<p><b>2. 住民説明会の開催</b></p> <p>地域住民等の理解が得られるよう説明会を開催してください。</p> <p>地域住民等は再生可能エネルギー発電設備に関して、あまり詳しくない場合がほとんどです。中には不安に感じている方もいます。</p> <p>地域住民等の理解や安心感を得られるよう専門用語を並べるのではなく、誰が聞いてもわかるような説明を心がけてください。</p>	該当地区の 自治会
<p><b>3. 地域住民等からの意見申出への回答</b></p> <p>説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対して地域住民等が意見書を提出することができます。</p> <p>意見書が提出された際は、事業者は見解書を提出するとともに、その内容について地域住民に説明してください。</p>	意見申出者 に対して
<p><b>4. 地域住民等説明会報告書の提出</b></p> <p>地域住民からの意見申出への対応が終了したら、地域住民等説明会報告書に地域住民等の代表者(主に自治会長)の記名・押印のうえ、環境課へ提出してください。</p> <p>複数回実施している場合は、説明会開催ごとに報告書を作成する必要があります。</p>	環境課

[地域住民等から協定書の締結を求められた場合]

Step.3において、地域住民等から意見書を通じて協定書の締結を求められた場合は、協定書の締結をしなければなりません。協定書の様式は問いませんが、地域住民等と話し合いを行い、両者の意見が反映された協定書の作成に努めてください。

### [事業区域の敷地境界線から半径10m以内に居住者がいる場合]

事業区域の敷地境界線から半径10m以内に居住者がいる場合は、住民説明会とは別に書面にて了承を得る必要があります。必ず、居住者に対して、事業の説明を行ってください。様式は問いませんが、事業区域や事業内容、居住者の署名・押印は必ず含めてください。(ただし、騒音規制法第2条第1項若しくは静岡県生活環境の保全等に関する条例第50条に規定される特定施設を有する事業場に係るものである場合は除く)

<事業区域の敷地境界線から半径10m以内に居住者がいる場合の書面例>

#### 再生可能エネルギー発電設備等の設置に関する同意書

〇〇〇〇会社

代表者名 〇〇 〇〇 様

再生可能エネルギー発電設備等の設置に関して、事業内容の説明を受けました。  
つきましては、下記のとおり同意することとします。

#### 記

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 事業区域の住所 | 湖西市〇△1-2-3 |
| 2. 事業内容    | 系統用蓄電池の設置  |
| 3. 同意条件等   | なし         |

(例)草刈りを2か月おきに実施すること

家側に防音壁を設置すること

以上

XXXX 年 XX 月 XX 日

住 所 湖西市〇△1-2-4

世帯主 △△ △△ 印

## 5. [STEP.3]関係法令に係る各種手続き

設置する場所により、必要な手続きは異なりますので、持ち回り表を用いて、窓口で関係法令の該当有無をご確認ください。Step.1と同様、手続きの該当有無について持ち回りを行う場合は、申請フォームより、事前に持ち回り日を申請してください。申請フォームに持ち回り時に必要な書類も記載されています。(なお、県が所管する法令については、個別でお問い合わせいただきますようお願いいたします。)

Step.1の抑制区域の照会と併せて、関係法令の該当有無や手続きを進めていただくことは問題ありませんが、抑制区域に該当し、再生可能エネルギー発電設備の設置ができなかった場合、その手続きに係る費用を含む全てにおいて責任を負いかねます。

法令	確認内容等	確認窓口
建築基準法	・確認申請 ・完成検査申請	建築住宅課
道路法	・24条 ・32条 ・47条の2	土木課
湖西市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	3,000㎡以上 実施計画協議 10,000㎡以上 事前協議+実施計画協議	都市計画課
国土利用計画法(土地売買の届出)	一団の土地の面積が市街化区域:2,000㎡以上 市街化調整区域:5,000㎡以上	都市計画課
都市計画法(開発行為)	市街化区域 1,000平方メートル以上 市街化調整区域 原則全て ※建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をしようとする場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。	都市計画課
農地法	農地転用の手続き	産業振興課
森林法	・開発行為の許可 ・森林の土地所有者となった旨の届出 ・伐採及び伐採後の造林の届出	産業振興課
工場立地法	特定工場における発電設備の設置	モノづくり推進室 ※職業訓練センター内
地方税法	第341条※償却資産の該当	税務課
静岡県立自然公園条例	・普通地域(届出)	環境課
騒音規制法	特定施設の有無 ※有の場合は届出	

振動規制法	特定施設の有無 ※有の場合は届出	
文化財保護法 静岡県文化財保護条例 湖西市文化財保護条例	・指定等文化財の所在有無 ・埋蔵文化財包蔵地の該当有無※有の場合は届出	文化観光課
消防法	危険物製造所等の設置許可申請	消防予防課
湖西市火災予防条例	変電設備等の設置届出、少量危険物貯蔵取扱届出	
湖西市窓口以外		
盛土規制法	工事許可申請等 【静岡県ウェブサイト「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)について」】 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1052933.html">https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1052933.html</a>	県盛土対策課
静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例	盛土や埋立て行為、土砂の搬入等に関する届出 【静岡県ウェブサイト「盛土等による環境の汚染の防止に関する条例(盛土環境条例)について」】 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/moridokankyo/1072369.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/moridokankyo/1072369.html</a>	県盛土対策課
土壌汚染対策法	開発面積 0.3 ヘクタール以上の場合 【静岡県ウェブサイト「土壌汚染対策法」】 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002637/1017882.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002637/1017882.html</a>  【静岡県ウェブサイト「土壌汚染対策法に関すること」】 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/fukushicenter/seibukenkofukushi/1004146/1004144/1033738.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/fukushicenter/seibukenkofukushi/1004146/1004144/1033738.html</a>	西部健康福祉センター環境課
静岡県環境影響評価条例	敷地面積5ヘクタール以上の場合 【静岡県ウェブサイト「環境影響指導」】 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/assessetc/index.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/assessetc/index.html</a>	県生活環境課
静岡県水循環保全条例	・開発行為 ・土地の売買 【静岡県ウェブサイト「静岡県水循環保全条例」】 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/index.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/index.html</a>	県水資源課

湖西市窓口以外の機関については、メールでの確認でも構いませんが、届出時にメールの控えを提出していただく場合もございますので、メール文書の保管をお願いいたします。

## 6. [STEP.4]事業届の提出(着手予定 60 日前までに)

**提出方法:窓口のみ**

届出時添付書類のチェックシートに記載されている添付資料をすべて揃えたうえで、着手予定日の 60 日前までに事業届を **2部**ご提出ください。農地転用以外の関連法令については、手続きや協議を済ませたうえでご提出ください。届出書類に不備がある場合は、受理いたしませんので、書類に不安のある方は、着手予定日の 60 日前よりも前にゆとりをもって持参ください。(不備書類等がすべて整った日を受理日といたします。受理日より審議開始となります。)

なお、郵送やメール、FAX での受付はいたしませんので、必ず、窓口までお越しください。

※窓口に来られる際は、事前に日程調整(アポイントメント)をお願いします。

届出書類を審議後、以下のいずれかの書類を送付いたします。

- ・再生可能エネルギー発電事業同意通知書(様式第 9 号)
- ・再生可能エネルギー発電事業不同意通知書(様式第 10 号)
- ・変更通知書(様式第 11 号)

※農地転用については、書類提出時に事業届(受理印があるもの)と持ち回り表のコピーを求められる場合がございます。

※届出内容をもとに関係部署に確認等を行いますので、通知を送付するまでにお時間を要します。

特に農地転用については、農地転用の許可が下りてからの審議となりますので、農業委員会の締切等も考慮したうえで、届出いただきますようお願いいたします。

※事業者都合による通知書の送付期間短縮依頼はお受けいたしません。提出期限にゆとりをもってご準備いただくか、間に合わない場合は、着手予定日を遅らせるなど、ご自身でご対応ください。

## 7. [STEP.5]事業着手届の提出(着手しようとするとき)

**提出方法:窓口・郵送**

市からの同意通知書を受領後、事業を着手する場合に「再生可能エネルギー発電事業着手届(様式第 12 号)」を提出してください。

窓口での提出の場合は、書類を2部ご用意ください。(1部は受付印を押印後、返却します)

※窓口に来られる際は、事前に日程調整(アポイントメント)をお願いします。

郵送での提出の場合は、着手日前日までに必ず到着するようご提出ください。控えが必要な場合は、2部ご用意のうえ、返信用封筒(切手用貼付)も一緒に郵送してください。

## 8. [STEP.6] 設置完了届の提出(設置完了から 14 日以内)

**提出方法: 窓口・郵送**

届出時添付書類のチェックシートに記載されている添付資料をすべて揃えたうえで、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、完了日から起算して 14 日以内に「再生可能エネルギー発電設備設置完了届(様式第 14 号)」を提出してください。「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成 27 年 10 月)」に基づく測定結果、関連法令の検査済証の写し等も添付してください。

窓口での提出の場合は、書類を2部ご用意ください。(1部は受付印を押印後、返却します)

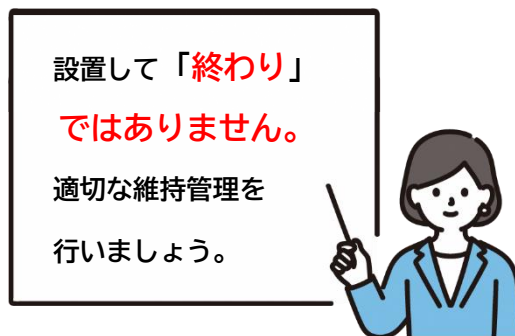
※窓口に来られる際は、事前に日程調整(アポイントメント)をお願いします。

郵送での提出で控えが必要な場合は、2部ご用意のうえ、返信用封筒(切手用貼付)も一緒に郵送してください。

## 9. [STEP.7] 定期報告の提出(設置完了からおおむね 1 年に 1 回)

**提出方法: 窓口・郵送・オンライン**

湖西市再エネ条例第 18 条第 1 項では、「事業者は、稼働状況及び保守点検の維持管理の実施状況について、再生可能エネルギー発電事業の設置工事が完了した日からおおむね 1 年ごとに 1 回、規則で定めるところにより、市長に報告をしなければならない。」と定めています。「再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書(様式第 16 号)」により報告をしてください。



この報告書には、次の内容が必要になります。

### 【必要な情報】

- ・基本情報(場所や発電出力等)
- ・発電設備の保守点検内容(実施日、実施内容、施工者)
- ・発電設備の状況
- ・事業区域維持管理(実施日、実施内容、施工者)
- ・事業区域内の状況
- ・年間発電量
- ・撤去及び処分に係る費用の積立準備状況
- ・経済産業省への直近報告書
- ・直近 1 年以内の事業区域全体写真
- ・直近 1 年以内の発電設備が写っている写真
- ・直近 1 年以内の標識(看板)の写真

※事業区域全体写真、発電設備が写っている写真、標識(看板)の写真については、直近1年以内としていますので、前年に報告したものを使用することはできません。再提出していただきます。

※年間発電量については、別紙で月ごと内訳が分かるものを添付してください。

※控えが必要な場合は、2部ご用意ください。郵送の場合は、返信用封筒(切手用貼付)も併せて郵送してください。

## 10. [STEP.8] 事業廃止届の提出(廃止した日から14日以内) **提出方法:窓口のみ**

湖西市再エネ条例第18条では、「事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、廃止した日から起算して14日以内に、市長にその旨を届け出るとともに、関係法令に基づき対象設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。」と定めています。

届出時添付書類のチェックシートに記載されている添付資料をすべて揃えたうえで、「再生可能エネルギー発電事業廃止届(様式第18号)」を提出いただくとともに、速やかに再生可能エネルギー発電設備を撤去してください。

書類内容や現状等の確認を行うため、郵送やメール、FAXでの受付はいたしません。窓口までお越しください。

※窓口に来られる際は、事前に日程調整(アポイントメント)をお願いします。

## 11. 事業変更をするとき **提出方法:窓口・郵送**

事業変更を行う場合は、届出時添付書類のチェックシートに記載されている添付資料をすべて揃えたうえで、「再生可能エネルギー発電事業変更届出書(様式第8号)」を提出してください。

湖西市再エネ条例では、軽微な変更を除き、変更前に変更内容について同意を得る必要があります。同意を得ないで事業変更をした場合は、指導や勧告の対象となりますので、ご注意ください。

軽微な変更か判断に迷う場合は、環境課までお問い合わせください。

事業計画書(様式第3号)や維持管理に関する計画書(様式第6号)、撤去及び処分に関する計画書(様式第7号)の内容に変更がある場合は、事業変更届出書の関係書類として提出してください。

窓口での提出の場合は、書類を2部ご用意ください。(1部は受付印を押印後、返却します)

※窓口に来られる際は、事前に日程調整(アポイントメント)をお願いします。

郵送での提出で控えが必要な場合は、2部ご用意のうえ、返信用封筒(切手用貼付)も一緒に郵送してください。

**【軽微な変更】** ※軽微な変更でも届出は必要となりますので、変更が分かった段階で速やかに届出を行ってください。

- ・再生可能エネルギー発電事業の着手予定日の1年以内の変更(当初の着手予定日後に変更するものに限る。)
- ・再生可能エネルギー発電設備の設置工事の完了予定日の1年以内の変更(当初の完了予定日前に変更するものに限る。)
- ・太陽電池モジュールの総面積を減少する変更
- ・再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更
- ・発電事業所名や代表者名の変更
- ・会社名の変更(相続や法人の合併、法人の分割等は承継となるため承継届になります)

## 12. 事業の中止・再開をするとき

**提出方法:窓口・郵送**

事業を中止・再開した場合は、届出時添付書類のチェックシートに記載されている添付資料をすべて揃えたうえで、「再生可能エネルギー発電事業中止・再開届(様式第13号)」を提出してください。

窓口での提出の場合は、書類を2部ご用意ください。(1部は受付印を押印後、返却します)

※窓口に来られる際は、事前に日程調整(アポイントメント)をお願いします。

郵送での提出の場合は、再開日前日までに必ず到着するようご提出ください。控えが必要な場合は、2部ご用意のうえ、返信用封筒(切手用貼付)も一緒に郵送してください。

## 13. 事業を承継するとき

**提出方法:窓口・郵送**

事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に、届出時添付書類のチェックシートに記載されている添付資料をすべて揃えたうえで、「事業承継届出書(様式第15号)」の提出してください。

承継届と併せて、事業計画書(様式第3号)や維持管理に関する計画書(様式第6号)は必ず提出してください。その他、届出内容に変更が生じる場合は、変更届と併せて、変更に係る書類をご提出ください。

窓口での提出の場合は、書類を2部ご用意ください。(1部は受付印を押印後、返却します)

※窓口に来られる際は、事前に日程調整(アポイントメント)をお願いします。

郵送での提出で控えが必要な場合は、2部ご用意のうえ、返信用封筒(切手用貼付)も一緒に郵送してください。

## 14. 自然災害や人為的災害により非常事態が発生したとき

**提出方法:窓口のみ**

落雷、洪水、台風、積雪、地震その他の自然災害又は火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であって、土砂流出等事業区域周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、**湖西市環境課まで電話にてご連絡ください。(休日は代表番号へご連絡ください。053-576-1111)**

その後、「再生可能エネルギー発電設備等状況報告書(自然災害、人為的災害その他非常事態発生時)(様式第17号)」を提出してください。

## 15. Q&A

### ●書類や手続きに関して

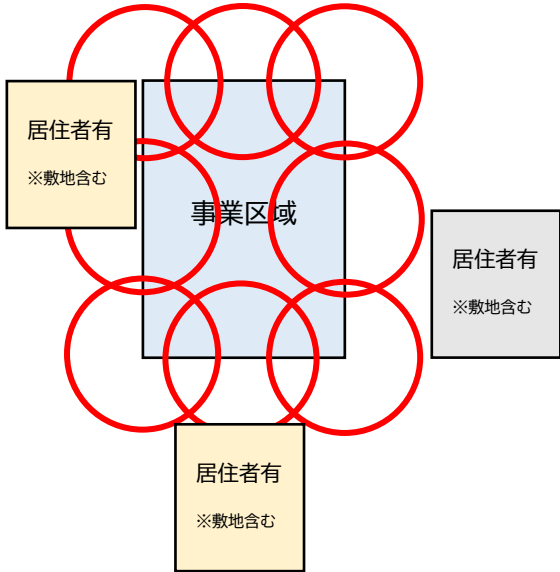
<p>想定発電出力とは、太陽光パネルの最大出力なのか、パワーコンディショナ(パワコン)の最大出力なのか。</p>	<p>その事業区域で、想定される最大発電出力となります。 太陽光パネル&lt;パワコンの場合は太陽光パネル 太陽光パネル&gt;パワコンの場合はパワコン 同意後に発電出力に変更がある場合は、変更届を提出していただく必要があります。 変更届についても、同意通知を受け取ってからの着手となりますので、ご注意ください。</p>
<p>農地転用を予定しているが、湖西市再エネ条例の事業届出後に、農地転用の書類を提出し忘れてしまった。次回の農業委員会に提出することになるが、着手予定日までに同意通知を貰うことはできるか。</p>	<p>農地転用の手続きが完了していない状態(許可が下りていない状態)では同意の通知を出すことができません。 農業委員会の開催時期によっては、着手予定日までに同意通知を送付できない可能性があります。 また、同意通知の送付前に着手することはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>関係法令の申請はして許可はおりていない状態だが、湖西市再エネ条例の届出をしてもよいか。</p>	<p>農地転用以外の関係法令の許可がおりている、かつ協議や届出が完了した状態で届出をしてください。</p>
<p>書類の不備があった場合でも、着手予定日までに同意通知を貰うことはできるか。</p>	<p>不備があった場合は、その不備が解消された書類が整った際に審議を開始します。 不備解消に時間がかかれば、すべての工程が後ろ倒しとなりますので、不備のないよう書類をご用意ください。</p>
<p>複数回住民説明会を開催したが、住民説明会の報告書はまとめてもよいか。</p>	<p>説明会ごとに作成し、必ず議事録まで確認してもらったうえで報告書の表紙に署名と押印をもらってください。</p>
<p>地域住民説明会報告書に押印を貰った後に、修正すべき事項が発覚したが訂正印で対応してもよいか。</p>	<p>原則、訂正印での修正は認めません。(訂正する場合は、事業者と地域住民代表の両方の印が必要です。) また、捨て印等での修正も認めません。</p>
<p>書類については、メールでの提出は可能か。</p>	<p>窓口、郵送のみの受付としています。(一部は窓口のみでの提出)</p>

	稼働状況報告書については、オンライン(LoGo フォーム)での申請も可能です。
書類について、事前に確認してもらうことは可能か。	提出書類について、事前に確認することは可能です。 他業務との兼ね合いもありますので、窓口に来られる際は事前にアポイントメントをお願いします。 メールでの確認の場合は、少なくとも7開庁日程度お時間をいただきます。確認依頼が多い場合は、さらにお時間がかかりますので、ご了承ください。
既に発電設備を設置しているが、どのような手続きが必要か。	個別のご案内となりますので、以下の内容をメールにて環境課宛にご連絡ください。 ・事業者名 ・事業区域の所在地 ・事業着手日
抑制区域に該当している場合に、明らかに影響がないと分かる資料を添えるとなっているがどうか。	抑制区域とは、災害発生の防止ならびに自然環境及び生活環境の保全の観点から発電事業を抑制すべき区域として設定しています。 そのため、市長が条例と照らして支障がないと認めるもの以外については、同意しないものとしています。 抑制区域に該当かつ設置をしたい場合は、支障や影響がないという根拠資料を発電事業届出書とともにご提出ください。 提出いただいた資料をもとに、書類審査をいたします。 場合によっては、計画変更や不同意となることもございます。
協定書は必ず締結しなければならないか。	説明会開催後、意見書を通じて、住民から協定書の締結の申し出があった場合は必ず協定書の締結をお願いします。
事業区域の敷地境界部分において、騒音が環境基準以下となる根拠資料とは何か。	条例施行規則では、「再生可能エネルギー発電事業の騒音について、事業区域の敷地境界部分において環境基準(平成10年環境庁告示第64号)で定める基準以下であること。」と定めています。 発生源からどのように騒音が衰退し、敷地境界部分で環境基準以下になることがわかるような計画図を添付してください。 なお、設置完了時には、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月)」に基づく測定結果を添付いただく必要があります。

<騒音環境基準>		
地域の類型	昼間	夜間
AA	50dB以下	40dB以下
A 及び B	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

※詳細は環境省のウェブサイトをご確認ください。

## ●その他

<p>事業区域の敷地境界線から半径10m以内とはどうい うことか。</p>	<p>以下のようなケースであれば、黄色の着色がある居住者の了承が必要となります。</p>  <p>※赤丸が半径10mの円とする</p>
<p>植栽、塀又は柵、その他工作物により、適切な遮蔽又は緩衝の措置が行われているというとはどういうことか。</p>	<p>安全の観点から、必ず、不特定多数の人が出入りできないよう柵を設置してください。</p> <p>また、騒音の影響が発生事業地については、防音壁や植栽を行い、騒音対策を行ってください。</p> <p>景観に影響がでる事業地については、発電設備が見えないように植栽を行ってください。</p> <p>また、柵や塀、植栽等は周辺環境と調和がとれる色や種類としてください。</p>

標識は必ずつけないといけないか。	令和8年4月1日以降、湖西市内で設置する再生可能エネルギー発電事業については、すべて標識の表示を義務付けています。 トラブルや災害等、何かあった際に、すぐに連絡がとれるよう誰もがわかりやすい場所に掲示をしてください。
------------------	---

**【問い合わせ先】**

湖西市環境課 電話:053-576-1141 Mail:kankyo@city.kosai.lg.jp

湖西市ウェブサイトにて、必要な書類を公開しています。